

旭区商店街活性化イベント支援補助金交付要綱

制 定 平成 20 年 6 月 3 日 旭地振第 149 号(区長決裁)
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日 旭地振第 1754 号(区長決裁)

(目 的)

- 第 1 条 この要綱は、商店街において地域とのふれあいを深め、にぎわいを創出することによって当該商店街の活性化を図るため、商店会等を中心に実施するイベント（以下「商店街活性化イベント」という。）を支援する補助金の交付に関して、必要な事項を定める。
- 2 当該補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。
- (1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。
 - (2) 「商店会等」とは、次に掲げる団体とする。
 - ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づく商店街団体
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく商店街団体
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づき設立された商店街団体及び前各号の商店街団体に準ずる任意の商店街団体
 - エ 旭区商店会連合会
 - オ その他各号に該当しない団体で旭区長（以下「区長」という。）が認めたもの

(補助の対象とする事業)

- 第 3 条 補助の対象とする事業は、旭区内に存し、前条に該当する商店会等が主催するイベントとする。2 つ以上の商店会等や、商店会等と自治会・町内会等が共同でイベントを実施する場合についても、補助することができるものとする。ただし、会員数 31 店舗以上の商店会等については、販売を主たる目的としたイベントは対象外とする。
- 2 この要綱において、補助の対象となる期間は原則として申請年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとし、交付申請前に実施しているイベントを含む。
- 3 前項の規定にかかわらず、3 月から 4 月にかけて実施する事業については、開催期間が 2 年度にわたる場合も、補助対象とする。
- 4 前項の事業については、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号により、当該事業が終了する日の属する年度の事業とみなす。

(補助金の交付)

第4条 区長は、前条に定める事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項に定める経費は、イベント実施に係る広告宣伝費、開催費及び事務費とし、その内容及び補助要件は別表1のとおりとする。
- 3 イベントに関して国及び県その他の補助制度を併用する場合並びに売上金等がある場合については、前項に定める経費から当該補助額並びに売上金等を控除した額を補助対象経費とする。

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助金の補助率及び限度額は、別表2のとおりとする。なお、補助額の算定にあたり端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てるものとする。

(補助金の交付制限)

第6条 商店会等が、この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる回数は、原則として、同一年度内に1回とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2つ以上の商店会等や、商店会等と自治会・町内会等が共同で実施する事業が補助対象となった場合に、当該商店会等が、同一年度内に当該共同事業とは異なる内容の単独事業を申請した場合において、区長は、内容を審査し、適当と認めるときは、当該事業に加えて対象とすることができる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする商店会等は、旭区商店街活性化イベント支援補助金交付申請書(第1号様式)を次に掲げる書類を添付して、区長に提出するものとする。

- (1) 旭区商店街活性化イベント支援補助金事業計画書(第1号様式の2)
- (2) 旭区商店街活性化イベント支援補助金事業収支予算書(第1号様式の3)
- (3) 定款又は規約
- (4) 会員名簿又は参加店名簿
- (5) その他区長が必要とする書類

- 2 第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする商店会等が、申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとと

もに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による旭区商店街活性化イベント支援補助金交付申請書（第1号様式）を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、旭区商店街活性化イベント支援補助金交付決定通知書（第2号様式）を、申請者に交付するものとする。

2 不適当と認めるときは、旭区商店街活性化イベント支援補助金不交付決定通知書（第3号様式）を、申請者に交付するものとする。

(事業の変更又は中止)

第9条 前条第1項の規定により決定通知を受けた商店会等（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容等を大幅に変更し、又は中止しようとする場合は、旭区商店街活性化イベント支援補助金変更等承認申請書（第4号様式）をあらかじめ区長に提出しなければならない。

(事業の変更又は中止の承認)

第10条 区長は、前条の規定による旭区商店街活性化イベント支援補助金変更等承認申請書（第4号様式）を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、旭区商店街活性化イベント支援補助金変更等承認通知書（第5号様式）を補助事業者に交付するものとする。

(事業実績報告)

第11条 補助事業者は、事業完了後30日以内に、旭区商店街活性化イベント支援補助金事業実績報告書（第6号様式）を次に掲げる書類を添付して、区長に提出するものとする。

- (1) 旭区商店街活性化イベント支援補助金事業実績概要書（第6号様式の2）
- (2) 旭区商店街活性化イベント支援補助金事業収支報告書（第6号様式の3）
- (3) 支出を証明する領収書等の写し
- (4) 事業実施写真
- (5) 補助金規則第24条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- (6) 補助金規則第24条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を同条に規定する市内事業者（以下「市内事業者」という。）とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- (7) その他区長が必要とする書類

2 補助金規則第 24 条の規定により、補助事業にかかる物品の購入及び業務の委託等を行う場合において次のいずれかに該当するときは、市内事業者により入札を行い、又は 2 人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、区長がその性質上これらの方法により難いと認める場合は、この限りではない。

(1) 1 件の金額が 1,000,000 円以上になると見込まれるとき。

(2) その他区長が必要と認めるとき。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 12 条 区長は、前条に規定する旭区商店街活性化イベント支援補助金事業実績報告書（第 6 号様式）を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、旭区商店街活性化イベント支援補助金交付確定額通知書（第 7 号様式）を、補助事業者に交付するものとする。ただし、補助金交付確定額は、第 8 条で決定した補助金額を上回ることはできない。

(補助金の支払)

第 13 条 補助事業者は、旭区商店街活性化イベント支援補助金交付確定額通知書を受理したときは、30 日以内に旭区商店街活性化イベント支援補助金交付請求書（第 8 号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項に規定する旭区商店街活性化イベント支援補助金交付請求書に基づき、速やかに補助金の支払いを行うものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) この要綱又は旭区商店街活性化イベント支援補助金交付決定通知書（第 2 号様式）に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。

(書類の整備及び保存)

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して、5 年間関係書類等を整理し、保存しておかななければならない。

(書類の閲覧)

第 16 条 区長及び補助事業者は、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、次の各号に定める書類又はその写しを一般の閲覧に供することとする。

- (1) 第 7 条に規定する書類
- (2) 第 8 条第 1 項に規定する書類
- (3) 第 11 条に規定する書類

2 閲覧の方法については、横浜市市民協働条例施行規則（平成 25 年 2 月横浜市規則第 15 号）の規定に基づき、次の表のとおりに行うものとする。

	区長	補助事業者
閲覧場所	旭区地域振興課	補助事業者が指定する場所
閲覧時間	旭区役所の開庁時間とする。ただし、横浜市の休日を定める条例(平成 3 年 12 月横浜市条例第 54 号)で規定する休日を除く。	補助事業者が指定する時間
閲覧期間	補助金を交付した日から 2 年間とする。ただし、前項第 3 号に規定する書類又はその写しについては、当該書類を区長に提出した日から 2 年間とする。	

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、商店街活性化イベント助成事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 9 号様式）により、すみやかに区長に対して報告しなければならない

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実施細目)

第 18 条 この要綱を実施するため必要な事項は、別に区長が定める。

附 則

(経過措置)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、改正後の規定は平成 24 年度の申請から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 25 年 6 月 27 日から施行する。

(経過措置)

この要綱の様式については、平成 26 年 3 月 31 日までは、旧様式を認めることとする。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行し、改正後の規定は平成 28 年度の申請から適用する。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係) 補助金の項目及び補助要件

	項 目	内 容	補 助 要 件
イベント 事業費	広告・ 宣伝費	広告等作成費	・チラシ・ポスター、たて看板・横断幕等の作成費
		広告料	・新聞折り込みの費用等
	開催費	謝金	・出演者等に対する謝金・謝礼品購入費
		食糧費	・出演者の弁当等（酒類は対象外。 1人あたり2,000円を限度とする。）
		会場設営費	・会場等の設営
		会場借上費	・会場等の借上費
		購入費	・機材等の購入費（ただし、模擬店に使用する食材や景品 等の購入費、および来場者に配布するプレゼント品購入費 は対象外とする。）
		使用料	・機材等の使用料
		保険料	・機材等の保険料、その他イベントに関する損害保険料
		委託料	・イベントの運営、機材等の運搬、会場周辺の警備費、ゴ ミ処理費（業者に委託する場合のみ対象。）
	光熱費	・イベント開催に係るガス、電気代等	
事務費	消耗品費	・事務用品等の消耗品購入費	
	会議室借上費	・事前打合せ等に係る会議室借上費	

* 上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とする。ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合には、当該仕入控除税額は除きます。

* 補助対象経費となる食糧費と飲料費の合計は、総事業費の10%かつ補助限度額5万円を超えないものとする。

* すべて領収書等が必要。

別表 2 (第 5 条関係) 補助率及び補助限度額

	補 助 率	補 助 限 度 額
イベント事業費	2分の1以内	25万円
		50万円（2つ以上の商店会等が共同で実施するイベント事業及び旭区商店会連合会単位で実施するイベント事業のうち、区民全体を対象としているもの）

年度
旭区商店街活性化イベント支援補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市旭区長

申請者 団体名 _____
代表者名 _____
〒 _____
申請者住所 _____
(TEL -)
連絡責任者 _____
(TEL -)

商店街活性化イベントに係る経費について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び旭区商店街活性化イベント支援補助金交付要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額

¥ _____ . -

2 事業実施に要する総経費

¥ _____ . -

3 関係書類（原則A4判）

- (1) 旭区商店街活性化イベント支援補助金事業計画書（第1号様式の2）
- (2) 旭区商店街活性化イベント支援補助金事業収支予算書（第1号様式の3）
- (3) 定款又は規約
- (4) 会員名簿又は参加店名簿
- (5) その他旭区長が必要とする書類

4 書類の閲覧

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

年度
旭区商店街活性化イベント支援補助金事業計画書

イベントの名称	
主催者の名称	
協賛者等の名称	
実施場所・施設	
実施予定日時	年 月 日 () ~ 月 日 () 時 ~ 時
商店街の現状と将来像	
イベントの目的、内容	
期待する効果	

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

年度
旭区商店街活性化イベント支援補助金事業収支予算書

1 収入

区 分	金 額	内 容 備 考
会 費	円	通常会費充当 (円) 臨時会費徴収 (円) そ の 他 (円)
協賛金	円	
補助金	円	区役所 (円) 神奈川県 (円) その他 (円)
売上金	円	模擬店等売上金 (円)
その他	円	
合 計	円	

この様式の「1収入」及び「2支出」のすべては、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

2 支 出

(単位：円)

項目および内容・内訳	予算額	※区記入欄	
		補助対象額	補助対象外額
広告・宣伝費			
①			
②			
③			
謝金			
①			
②			
③			
食糧費			
①			
②			
③			
会場設営・借上費			
①			
②			
③			
機材等購入費・使用料・保険料			
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
委託費（イベント運営、警備費等）			
①			
②			
③			
光熱費			
①			
事務費			
①			
②			
③			
④			
⑤			
その他経費			
①			
②			
③			
④			
⑤			
合 計			

※補助対象経費に係る消費税及び地方消費税も対象となります。ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合であって、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該仕入控除税額を除いて算定してください。

様

横浜市旭区長

年度
旭区商店街活性化イベント支援補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度旭区商店街活性化イベント支援補助金については、旭区商店街活性化イベント支援補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 補助金交付額

¥ _____ . 二

2 交付時期

事業終了後

2 事業実績報告書の提出

イベント事業終了後 30 日以内に、事業実績報告書（第 6 号様式）に、関係書類（支出を証明する領収書等の写し・事業実施写真等）を添付して提出してください。また、1 件の支出金額が 1,000,000 円以上になると見込まれる場合は、市内事業者による入札又は 2 人以上の市内事業者から見積書を徴収してください。事業報告の際には入札の結果が分かる書類又は見積書の写しを提出してください。併せて当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写しも提出してください。

3 交付条件

(1) この補助金は、補助金交付申請書及びこれに添えて提出されました関係書類記載の事業にのみ使用し、他の事業には使用しないでください。

(2) 事業を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに旭区長の承認を受けてください。

(3) 交付金額は、事業実績報告書を審査したうえで確定するものとします。

ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合であって、交付申請の段階では、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税を補助対象経費とした場合においては、実績報告書の提出の際に、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなる場合には、当該仕入控除税額を除いた金額により実績報告を行う必要があります。また、補助金交付確定通知書の交付後に、消費税及び地方消費税の申告によって補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、「商店街活性化イベント助成事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（第 10 号様式）により、速やかに区長に報告し、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還していただくこととなります。

(4) この補助金の用途について、必要があると認めた場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。

4 補助金の支払い

本補助金は、要綱第 13 条第 1 項に定める請求書により、要綱第 13 条第 2 項に基づき支払います。

5 補助金の返還等

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。

(1) 要綱又は旭区商店街活性化イベント支援補助金交付決定通知書に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。

6 書類の閲覧

この様式は、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

7 連絡先

横浜市旭区地域振興課

TEL

担当

様

横浜市旭区長

年度

旭区商店街活性化イベント支援補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度旭区商店街活性化イベント支援補助金につきましては、審査の結果、交付しないことに決定しましたので通知します。

1 不交付の理由

2 連絡先

横浜市旭区地域振興課

TEL

担当

年度
旭区商店街活性化イベント支援補助金変更等承認申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市旭区長

申請者 団体名

代表者名
〒

申請者住所
(TEL -)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度旭区商店街活性化イベント支援補助金については、次のとおり変更 (中止) したいので、要綱第9条の規定の基づき承認を申請します。

1 変更 (中止) の理由

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

3 変更等に伴い、今回の補助金申請の取扱いについて、以下の当てはまるものに○をしてください。

申請を 取り下げます ・ 取り下げません

様

横浜市旭区長

年度

旭区商店街活性化イベント支援補助金変更等承認通知書

年 月 日に申請のあった 年度旭区商店街活性化イベント支援補助金変更等承認申請については、要綱第10条の規定により次のとおり承認したので通知します。

変 更 前	変 更 後

連絡先

横浜市旭区地域振興課

TEL

担 当

年度
旭区商店街活性化イベント支援補助金事業実績報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市旭区長

報告者 団体名 _____

代表者名 _____

住所 _____

(TEL _____)

年度旭区商店街活性化イベントを終了しましたので、関係書類を添えて事業実績を報告します。

1 補助金交付申請額

¥ _____ . -

2 事業実施に要した総経費

¥ _____ . -

3 関係書類（原則A4判）

- (1) 旭区商店街活性化イベント支援補助金事業実績概要書（第6号様式の2）
- (2) 旭区商店街活性化イベント支援補助金事業収支報告書（第6号様式の3）
- (3) 支出を証明する領収書等の写し
- (4) 事業実施写真
- (5) その他旭区長が必要とする書類

4 書類の閲覧

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

年度
旭区商店街活性化イベント支援補助金事業実績概要書

イベントの名称	
主催者の名称	
協賛者等の名称	
実施場所・施設	
実施日時	年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 時 ～ 時
イベントの内容	
実施による効果	
今後の課題等	

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

年度
旭区商店街活性化イベント支援補助金事業収支報告書

1 収 入

区 分	金 額	内 容 備 考
会 費	円	通常会費充当 (円) 臨時会費徴収 (円) そ の 他 (円)
協賛金	円	
補助金	円	区役所 (円) 神奈川県 (円) その他 (円)
売上金	円	模擬店等売上金 (円)
その他	円	
合 計	円	

この様式の「1 収入」及び「2 支出」のすべては、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

2 支出

(単位：円)

項目および内容・内訳	決算額	領収書 番 号	※区記入欄	
			補助対象額	補助対象外額
広告・宣伝費				
①				
②				
③				
謝金				
①				
②				
③				
食糧費				
①				
②				
③				
会場設営・借上費				
①				
②				
③				
機材等購入費・使用料・保険料				
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
委託費（イベント運営、警備費等）				
①				
②				
③				
光熱費				
①				
事務費				
①				
②				
③				
④				
⑤				
その他経費				
①				
②				
③				
④				
⑤				
合 計				

※ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税も対象となります。ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合であって、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該仕入控除税額を除いて算定してください。

様

横浜市旭区長

年度

旭区商店街活性化イベント支援補助金交付確定額通知書

年 月 日に提出されました 年度旭区商店街活性化イベント支援補助金事業実績報告書を審査した結果、次の条件を付けて補助金交付額を確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

¥ _____ . 二

2 交付条件

- (1) この補助金は、旭区商店街活性化イベント支援補助金事業実績報告書及びこれに添えて提出されました関係書類記載の事業にのみ使用し、他の事業には使用しないでください。
- (2) この補助金の使途について、必要があると認めた場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。

3 補助金の返還等

次の各号のいずれかに該当するときは、この通知の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。

- (1) 要綱又はこの通知書に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。
- (4) 上記補助金交付確定額に消費税及び地方消費税が含まれており、この通知書による補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告によって補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、「商店街活性化イベント助成事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」(第10号様式)により、速やかに区長に報告し、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還していただくこととなります。

4 関係書類の保存

この補助金の交付に係る一連の書類等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存してください。

5 補助金の交付時期

この通知書交付後、貴団体からの適法な請求書を受理した後、30日以内に交付します。(一括払い)

6 連絡先

横浜市旭区地域振興課
TEL
担当

年度
旭区商店街活性化イベント支援補助金交付請求書

年 月 日

(請求先)
横浜市旭区長

請求者 団体名 _____

代表者名 _____

住所 _____
(TEL _____)

補助金交付請求額 ¥ _____ . ー

ただし、 年 月 日付、旭 号の旭区商店街活性化イベント支援補助金交付確定額通知書に
基づく補助金として

1 振込先金融機関

_____ 銀行 _____ 支店

2 預金種目

普通・当座

3 口座番号

4 ふりがな

口座名義

(※口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。)
上記口座に補助金を振り込んでください。

代表者名 _____ 印

(留意事項)

請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。

商店街活性化イベント助成事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(提出先)
横浜市旭区長

申請者 団体名 _____
代表者名 _____
〒 _____
申請者住所 _____
(TEL _____)

年 月 日 第 号により補助金の確定通知を受けた旭区商店街活性化イベント助成事業補助金について、下記のとおり報告します。

- 1 補助金額（補助金交付額確定通知書の金額）

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

- 3 添付書類
 - (1) 確定申告の写し
 - (2) その他参考になる書類（2の金額の積算の内訳等）